飲酒運転事故防止警報

1　依頼事項

山梨県内において、７月末までに発生した飲酒運転による人身事故件数は、２４件であり、人口１０万人あたりの発生件数は３．０３件で全国平均（１．０２件）の３倍と、「全国ワースト１位」となります。

また、飲酒運転の摘発件数も過去５年間で増加しており、非常に憂慮すべき状況であります。

そのため、「山梨県飲酒運転根絶運動実施要領」に基づき、緊急対策として飲酒運転事故防止警報を発出します。

つきましては、次のとおり情報提供をしますので、市町村、関係機関・団体等におかれましては、飲酒運転事故防止対策を徹底するとともに、平穏な日常が一変する悲惨な交通事故が県内で増加している非常に危機的な状況にあることを県民の皆様にお伝えすることにより、交通安全の気運醸成に一層努めていただきますようお願いします。

２　県内の交通事故発生状況

県内の飲酒運転による人身事故発生状況**【７月末時点】**

○発生件数　２４件（前年比＋９件）

○過去の飲酒運転による人身事故及び摘発の推移（令和７年は７月末）

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年	令和７年
飲酒事故	３８件	３４件	２４件	４０件	３３件	２４件
飲酒摘発	２１３件	２３４件	２９２件	３４３件	３４５件	１７７件

３　広報・啓発時における留意点

（１）　主催機関・団体が連携した「山梨飲酒運転根絶運動」「飲酒運転しない・させない山梨キャンペーン」をはじめとした各種キャンペーンや広報啓発活動の実施

（２）　飲酒運転四ない運動（「運転するなら酒を飲まない、運転する人には酒を飲ませない、酒を飲んだら運転しない、酒飲み運転を許さない」）の徹底

（３）　飲酒運転の危険性及び罰則規定についてあらゆる媒体を活用した広報等による周知徹底

（４）　飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底やハンドルキーパー運動の促進

（５）　業務において自動車を使用する者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認の徹底